

令和4年1月7日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和4年1月12日一部修正)
令和4年1月27日変更 令和4年2月3日措置区域変更

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【要請期間】令和4年1月9日(日)～2月20日(日)
(措置区域変更は、2月7日(月)から適用)

実施内容

新型コロナウイルスの感染急拡大の抑制に向け、人と人との接触機会を低減し、全県更には全国的な拡大を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

措置区域

沖縄本島全域、八重山地域、沖縄本島周辺離島 39市町村

(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市、竹富町、与那国町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町)

措置区域以外

宮古地域 2市村
(宮古島市、多良間村)

【感染の急拡大を抑制し社会機能を維持するための対策】

＜現況＞

- まん延防止等重点措置の指定に伴う対策による、オミクロン株による爆発的な感染拡大の抑制(1/7時点先週比17倍から1/26時点先週比0.8倍)という目的は一定程度の効果があったものと考えております。
- 感染拡大が続いていた高齢者の感染者数について、増加から横ばいの状態となっていますが、入院者の減少には至っていません(60代以上新規陽性者:1/18-24週計1321人から1/25-1/31週1281人)
- 医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーで感染が拡がり、休業中スタッフが急増するなど社会インフラに影響が発生しています。
- 社会インフラを維持し、感染の急拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。
- 宮古地域において新規陽性者数の減少と病床使用率50%未満を維持していることから、2月7日(月)から措置区域以外とします。

県の方針及び取り組み

- 県は①全年代の感染再拡大を防止し医療提供体制の維持 ②高齢者等への感染拡大を抑制し、重症化例を減少 ③社会機能の維持 のため県民・事業者等に対し要請及び働きかけを実施する。
- 感染者の減少及び医療体制の改善が進んだ場合は、期限内であっても前倒し解除を検討する。
なお、各圏域毎の措置区域解除については、圏域毎の感染状況や医療体制の状況を勘案し、地域の意見等を踏まえた上で検討する。

県民の皆様へ(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

【法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

外出及び移動に関する要請

➤ **感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛すること**(法第24条第9項)

混雑している場所や感染リスクが高い場所(特に夜間)への外出を控え、外出や移動の際には家族や普段行動を共にしている仲間と行動すること。

➤ **不要不急の県外との往来については、極力控えてください**※(法第24条第9項)

特にまん延防止等重点措置区域との往来は自粛願います。往来が必要な方は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査で陰性を確認すること。また、往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと。帰沖後速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること。

➤ **不要不急の離島への往来については、自粛してください**(法第24条第9項)

県内離島との不要不急の往来については自粛をお願いします。やむを得ず往来する必要がある場合は、事前にワクチン接種の完了またはPCR等検査を受検すること。

➤ **模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・3密を避け・2時間以内で開催すること**(法第24条第9項)

➤ **営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと**(法第24条第9項・法第31条の6第2項)

感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、沖縄県が認証する「感染防止対策認証店」をご利用ください。

➤ **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を自粛する**(法第24条第9項)

県民への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・2時間以内で行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること
(検温、大声を出さない、会話時のマスク着用、間隔をあけた配席等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※ 不特定多数が集まり、混雑が想定される催しは参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※同居家族等と4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

基本的な感染防止対策に関する要請

- 感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスク(不織布マスクの推奨)の着用、小まめな手洗い、換気の徹底】
- 沖縄県民で感染に対し不安を覚える方は、無料でPCR等検査を実施するので、検査を受検してください
(無料検査を2月28日まで延長)
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
- 感染が拡大している地域(まん延防止等重点措置の指定地域等)からの来訪は政府の基本的対処方針に従いお控え願います。(「対象者全員検査を受けた者」「受験・受診・仕事等の必要な場合」は除く)
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
なお、国において羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております(1月20日～2月28日まで(注1))

※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。

- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。また、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳にお控えください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。

【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】

電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

○修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

注1:https://corona.go.jp/passengers_monitoring/ 内閣官房HP羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者を対象とした無料検査

措置区域の飲食店への要請

【営業時間短縮及び感染防止等の協力要請】

【法第24条第9項:協力要請】【法第31条の6第1項:重点措置としての要請】

期間	令和4年1月9日(日)から令和4年 2月20日(日)
対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く)※テイクアウトにはスーパー、弁当屋等のイートインスペースが含まれる 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>【法第31条の6第1項に基づくもの:命令、過料等の対象となる要請】※通常営業時間が5時～20時までの店舗は協力金の対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「感染防止対策認証店」は、<u>営業時間を5時から21時まで(酒類の提供は、11時から20時まで)</u>とするか、又は営業時間を5時から20時まで(酒類提供を行わないこと・持込を含む)とする <u>感染防止対策認証店の飲食を主とする店舗のカラオケ設備利用は、利用者の密を避け、換気の確保等感染対策を徹底する</u> ➤ <u>その他の飲食店は、営業時間を5時から20時までとする(酒類の提供を行わないこと・持込を含む)</u> <u>飲食を主とする店舗(カラオケボックス以外(カラオケ喫茶・カラオケスナック等))はカラオケ設備利用の自粛すること</u> <p>○正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)</p> <p>○アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)等</p> <p>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置</p> <p>(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</p> <p>【法第24条第9項に基づくもの:協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合)</u> <u>※感染状況及び検査体制のひっ迫状況に鑑み「ワクチン・検査パッケージ」及び「対象者全員検査」による人数制限の緩和は適用しない。</u> ○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力 ○換気の徹底、利用者への検温、業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「感染防止対策認証店」の取得推奨 <p>(※結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p>

※協力金は、**令和4年1月7日**の要請発出日までに飲食店営業許可証を取得し、通常営業している飲食店が要請に応じた場合に申請できるものとする。なお、県内における異株オミクロン株の急拡大を踏まえ、1月4日までに営業実態のある店舗が、県内警戒レベルが「レベル2」となった1月4日から要請期間開始日の前日である1月8日まで、自主的に臨時休業した場合については、通常営業しているものとみなし、要請に応じた場合に協力金を申請できるものとする(自主的な臨時休業日は協力金算定期間に含まれない)。

※20時以降に通常営業している店舗が、休業した場合の協力金は、感染防止対策認証店・非認証店問わず同額とする。

措置区域以外の飲食店への要請 (宮古島市、多良間村)

【感染防止対策の協力要請】

(法第24条第9項: 協力要請)

期間	令和4年2月7日(月)から令和4年2月20日(日)
対象施設	[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>【感染防止対策の協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外: 介助や介護を要する場合)</u> <u>※感染状況及び検査体制のひっ迫状況に鑑み「ワクチン・検査パッケージ」及び「対象者全員検査」による人数制限の緩和は適用しない。</u>➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u><ul style="list-style-type: none">・ 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止・ 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底 <p>(* 結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p>

イベントの開催についての要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～20,000人以下(※3)	20,000人超(※4)
大声なし	収容定員まで可	収容定員まで可(※3)	
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。また、大声ありの場合収容定員の半分かつ5,000人以下とする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2:「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3:感染防止安全計画の作成・実施を条件となっており、「大声なし」の担保が前提となる。

※4:感染状況及び検査体制の逼迫状況に鑑み「ワクチン・検査パッケージ」及び「対象者全員検査」による人数制限の緩和は適用しない。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること
- 5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。
- 5,000人以下のイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること(詳細は「[イベントの開催制限について](#)」を確認)

- 要請発出日から3日間を周知期間とする。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、周知期間終了までに販売されたもの限り、キャンセル不要とする。

施設に対する要請(措置区域)

【法第24条第9項:協力要請】

【法第31条の6第1項:重点措置としての要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

【法第31条の6第1項に基づく要請】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)

【法第24条第9項】

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
 - ゲームセンター、スポーツクラブ等の施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- 利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

施設に対する要請(措置区域以外)

【法第24条第9項:協力要請】

【法によらない協力依頼:働きかけ】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)
- 入場者が密集しないよう整理・誘導
- 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。

- 利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

事業者の皆様への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は、早急に策定)を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努めること。
- 従業員の体調管理を徹底(出勤時の検温等)し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- 接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の出勤者数の削減及び密集を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 業種別ガイドラインを遵守を徹底すること

事業者の皆様への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

福祉施設への要請

- 職員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化をすること
- 従事者の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- 従事者向け定期PCR検査へ積極的に参加すること
- ワクチン接種を勧奨すること(1・2回目及び3回目を含む)
- 従事者が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと
- 感染拡大の状況を踏まえ、利用者及びその家族に対して、居宅での対応が可能な場合は、一時的に代替サービスへの切り替えにより、できる限り通所サービスのご利用を控えるなどの協力をお願いすること

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- 飲食店等への巡回の協力(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の協力の呼びかけ)
- ワクチン接種を推進する。特に医療従事者、高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種に取り組む。
- 保育所等:引き続き保育の提供を継続するとともに、基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営する。市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

学校等への要請(措置区域)

- 「学びの保障」の観点から、原則、通常登校とする。ただし、地域の感染状況を踏まえ、分散登校等も可とする。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
- 健康等に不安があり出席できない児童生徒の出席停止については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努める。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、本人または同居家族等の体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事(送別行事、文化祭、修学旅行や宿泊学習等)は中止または延期、縮小する。
- 部活動は、原則休止とする。
ただし、3月末迄に開催される九州・全国大会に出場する場合、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。また、地区・県大会を控える場合は、大会2週間前から、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

学校等への要請(措置区域以外)

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 部活動は、感染防止対策を徹底し、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

季節の行事に対する注意喚起

①帰省について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 帰省前10日間は健康チェックを行い、体調不良時は帰省延期を検討ください。
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。

②新年会などの会食について

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下2時間以内としてください。
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。

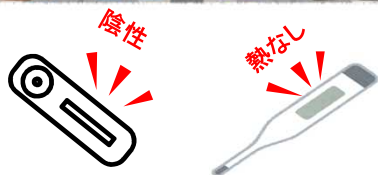
③旧正月・生年祝い等の行事について

- ◆ 催事及び行事は、同居家族等のいつも一緒に居る方とお願いします。
- ◆ 高齢者を守るために、マスクの着用等の基本的な感染対策を徹底し不特定多数との会食は控えてください。

④受験等で県外と往来する皆様へ

- ◆ 日々体調管理を行い、他県との往来前にはPCR等検査を行い陰性確認をお願いします。
- ◆ 訪問先での受験以外の不要な外出は控え、混雑した場所や不特定多数との会食はお控えください。

新型コロナのまん延防止のため、
以下の季節行事での感染対策をお願いします。



旧正月・十六日祭などの行事を開催する場合は、
○抗原検査キット又はPCR検査等で陰性確認する
○体調不良者は参加しない・させない
ようお願いします。

懇親会は、
同居家族等のいつも一緒にいる方と

4人以下・
2時間以内

をお願いします。

まん延防止等重点措置期間中のため、
以下の季節行事での感染対策をお願いします。



旧正月・生年祝いなどの行事を開催する場合は、

- 同居家族等のいつも一緒にいる方とする
- マスク着用等の基本的な感染対策を徹底する

ようお願いします。

会食は、
同居家族等のいつも一緒にいる方と

4人以下
/ 2時間以内

飲食店等は



を選んでください。

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

まん延防止等重点措置

県内全市町村

第10期
(W期間)
1/9～1/31
23日間
57.5万円～

第10期
(X期間)
2/1～2/20
20日間
50.0万円～

第10期
(Y期間)
2/1～2/6
6日間
15万円～
※宮古島市、多良間村のみ

要請内容

- ①21時までの時短要請、20時までの酒類提供。(対象：感染防止対策認証店)
 - ②20時までの時短要請、酒類提供を行わないこと。(対象：感染防止対策認証店・非認証店)
- ※感染防止対策認証店は①、②のいずれかを選択可。

協力金算定方式 中小企業（売上高方式）

- 感染防止対策認証店が、要請内容①に協力した場合。
売上高に応じて2.5万円/日～7.5万円/日
 - 感染防止対策認証店・非認証店が、上記要請内容②に協力した場合。
売上高に応じて3万円/日～10万円/日
- ※詳細は協力金ホームページにて公表する。
※宮古島市及び多良間村の協力金対象期間は令和4年1月9日～2月6日とする。

協力金算定方式 大企業（売上高減少額方式※中小企業も選択可）

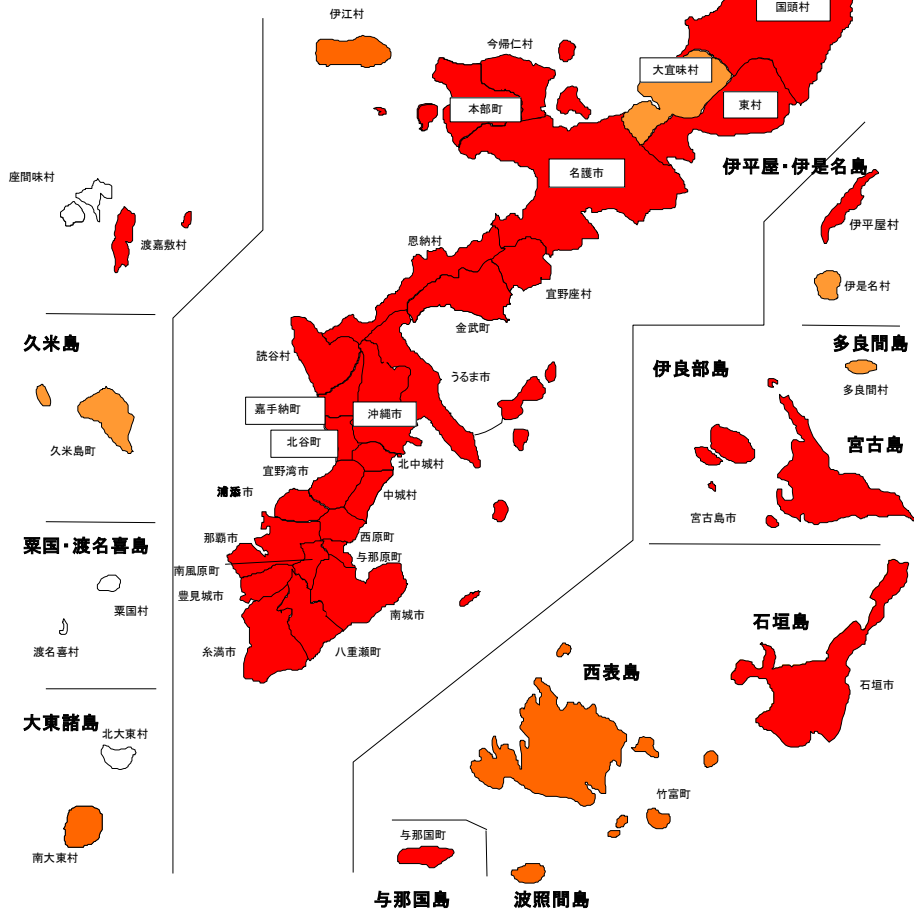
- 協力金： 売り上げ減少額の4割、上限20万円/日
- ※下限額なし。要請内容①に協力した場合は、売上高の3割が上限となる。
※宮古島市及び多良間村の協力金対象期間は令和4年1月9日～2月6日とする。

※協力金は、令和4年1月7日の要請発出日までに適正な飲食店営業許可証を取得し、通常営業している飲食店が要請に応じた場合に申請できるものとする。
なお、沖縄県内における新たな変異株オミクロン株の急拡大を踏まえ、県内警戒レベルが「レベル2」となった1月4日から要請期間開始日の前日である1月8日まで、自主的に臨時休業した店舗(1月4日までに営業実態がある場合に限る。)については、この期間は通常営業しているものとみなし、協力金を申請できるものとする(自主的な臨時休業日は協力金算定期間に含まれない)。
※県の要請期間の開始は令和4年1月9日であるため、1月4日～8日までの自主的な臨時休業に対する協力金は発生しない。

1月24日時点(直近1週間1/17~1/23)

まん延防止等重点措置版市町村別感染状況マップ

- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が200人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が100人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15未満
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が0人



2月2日時点(直近1週間1/26~2/1)

まん延防止等重点措置版市町村別感染状況マップ

- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が200人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が100人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15未満
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が0人

